毒物劇物販売業　登録更新時チェックリスト【現物取扱】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登録番号：第　　　　　　　　号 | 営業所名称： | 記入年月日： |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 取扱っている毒物・劇物の種類、用途 |  | | | | |
| 発火性又は爆発性のある劇物の取扱い（※1） | | あり　　・　　なし | 特定毒物の取扱い（※2） | あり　　・　　なし | |
| 興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する物の取扱い（※3） | | あり　　・　　なし | インターネット販売 | あり　　・　　なし | |
| 毒物・劇物の主な販売先 | 【毒物劇物販売業者（登録業者）】 | | | | |
| 【最終消費者（エンドユーザー）】 | | | | |
| 毒物・劇物の主な仕入先 |  | | | | |
| ～～～以下の項目について、　**○　・　×　・　該当なし**のいずれかを**右欄**にご記入ください。～～～ | | | | | |
| 毒劇物の貯蔵陳列方法は適正である（保管場所、他の物との区分、施錠、流出防止措置等）。 | | | | |  |
| 毒劇物の貯蔵陳列場所に「医薬用外劇物」「医薬用外毒物」の表示をしている。 | | | | |  |
| 毒物劇物の容器として、飲食物の容器を使用していない。 | | | | |  |
| 盗難紛失防止措置・流出等防止措置を適正に講じている（「盗難等防止規定」「危害防止規定」の作成など）。 | | | | |  |
| 【農業用品目／特定品目販売業のみ対象】登録を受けた品目以外の毒劇物の取扱いはない。 | | | | |  |
| 【販売先が登録業者である場合】販売（譲渡）の記録について、必要項目を書面に記載し５年間保存している。 | | | | |  |
| 【販売先が登録業者である場合】営業者登録の有無を確認し記録している。 | | | | |  |
| 【販売先が最終消費者（エンドユーザー）である場合】必要項目を記載し押印又は署名した譲受書の提出を受け、５年間保存している。 | | | | |  |
| 交付制限のある者（１８歳未満の者、麻薬・大麻・あへん・覚醒剤の中毒者等）や安全な取扱いに不安があると認められる者等に毒劇物を交付していない。 | | | | |  |
| 【発火性、爆発性のある毒劇物を販売する場合】身分証明書等により交付の相手方の身元の確認を行い、必要な記録を帳簿に記載し、５年間保存している。 | | | | |  |
| 【特定毒物を販売する場合】毒物劇物営業者、特定毒物研究者、特定毒物使用者以外の者に特定毒物を販売（譲渡）していない。 | | | | |  |
| 販売する毒劇物の性状及び取扱いに関する情報（SDS等）を譲受人に適正に提供している。 | | | | |  |
| 登録事項に変更が生じた際には変更届を遅滞なく提出している。 | | | | |  |
| 自由記載欄 | | | | | |

※1：亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸ナトリウム30％以上含有製剤、塩素酸塩類、塩素酸塩類35％以上含有製剤、ナトリウム、

ピクリン酸（毒劇法施行令第32条の3より）

※2：毒劇法別表第3及び毒劇指定令第3条に規定されるもの

※3：トルエン、酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料、閉そく用・シーリング用充てん料

（毒劇法施行令第32条の2より）